

# 宿 泊 約 款

## (適用範囲)

第1条 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとします。当館が法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申し込み)

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名 (2) 宿泊日及び到着予定時刻 (3) その他当館が必要と認める事項

宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

第3条 1 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったときを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるとときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払い頂きます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いをようしないこととする特約)

第4条 1 前項第2項の規定に関わらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることとします。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当館前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- (2) 先に予約が入っているとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗にはんする行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

(7) 宿泊しようとする者が反社会的組織関係者または暴力団風と認められるとき

#### (宿泊客の契約解除権)

第6条 1 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客のその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いをもとめた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に当たつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊者に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）もなつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### (当館の契約解除権)

第7条 1 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき

(2) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき

(5) 寝室で寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

第8条 1 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業 (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻 (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

#### (客室の利用時間)

第9条 1 宿泊客が当館を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着後及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、利用料金の30%
- (2) 超過5時間までは、利用料金の60%
- (3) 超過時間5時間以上は、利用料金の100%

#### (利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。

#### (料金の支払い)

- 第11条
- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
  - 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに変わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
  - 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

#### (当館の責任)

- 第12条
- 1 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
  - 2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処する為、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### (契約した客室が提供できないときの取扱い)

- 第13条
- 1 当館は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
  - 2 当館は、前項の規定にも関わらず他の宿泊施設が斡旋できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### (貴重品等の取扱い)

- 第14条 宿泊客が、当館内にお持ち込みになり、客室内の簡易金庫に保管された物品又は現金並びに貴重品について、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめその種類及び価値の申告がなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合をのぞき、5万円を限度としてその損害を賠償します。

#### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第15条
- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合には、その到着前に当館が了承したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
  - 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示

を求めるものとします。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、前条規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの余託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳

き 宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額 ( 利 用 料 金 )	内 訳	
	宿泊料金	基本宿泊料 一棟貸切料金 (一泊) 消費税 基本宿泊料 × 10%
追加料金	夕食料 (実費) 追加飲食料 (実費)	

※ 基本宿泊料は5名まで利用に限ります。

別表第2 違約金

契約解除の通知を受けた日						
不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6.日前
100%	100%	50%	40%	30%	20%	—

(注)

1. %は、利用料金に対する違約金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。